

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
字の区域の変更(五〇二・市町村課).....	1
生活保護法による介護機関の指定(五〇三・福祉政策課).....	3
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(五〇四・長寿社会課).....	3
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(五〇五・長寿社会課).....	11
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(五〇六・長寿社会課).....	12
介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出(五〇七・長寿社会課).....	13
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更の届出(五〇八・長寿社会課).....	15
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(五〇九・長寿社会課).....	16
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出(五一〇・長寿社会課).....	18
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退(五一一・長寿社会課).....	19
大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要(五二二・商工業振興課).....	20
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(五二三・商工業振興課).....	20
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(五二四、五二五・商工業振興課).....	20
秋田県立男鹿水族館の利用料金の承認の一部改正(五二六・観光課).....	21
道路の供用開始(五一七・道路環境課).....	21
道路区域の変更(五一八・道路環境課).....	22
開発行為に関する工事の完了(五一九・秋田地域振興局建設部).....	22
証紙売りさばきの廃止の届出(五二〇・会計課).....	22

公 告

土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部).....	22
県営土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部)	22
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	23
人事委員会規則	23
人事委員会規則一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則.....	23
公安委員会告示	24
猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会の実施(七一).....	24
監査委員会公告	24
監査結果の公表(一三丁一五).....	24

告 示

秋田県告示第五百二号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、鹿角郡小坂町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
鹿角郡小坂町荒谷字辛作	鹿角郡小坂町大地字落合
一の二の一部、二の二の一部、三の五から三の七まで、五の二、五の三、一〇の二、一〇の三、一、一、二の二、一三及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	
鹿角郡小坂町荒谷字上前田	
五の一の一部、五の二、五の五、五の七、六の一から六の三まで、七の一、七の二、八の一、八の	

<p>鹿角郡小坂町荒谷字上前田 四四の一の一部、四四の三の一部、四四の四の一部、四四の五の一部、四四の六の一部</p>	<p>鹿角郡小坂町荒谷字太田 四、五の一、五の二、五の三の一部、五の四、六、七の一部、八、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七の一、一八の一、一九の一、二〇の一、二一の一、二二の一、二三の一、二四の一、二五の一、二六、二七の二から二七の四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>鹿角郡小坂町荒谷字荒川 一の一部、三の一部、四の一、四の二、五の一部、六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>鹿角郡小坂町荒谷字芋作 一の二の一部、二の二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>鹿角郡小坂町荒谷字高田 字上前田四二の一から四二の三まで、四三、四四の一に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>二、九の一、九の三から九の五まで、一〇の二、二四の一、二四の五、二四の六、二五から二八まで、二九の一、二九の三から二九の五まで、三六の五から三六の七まで、三七の一から三七の三まで、三八から四一まで、四二の一から四二の三まで、四三、四四の一の一部、四四の三の一部、四四の四の一部、四四の五の一部、四四の六の一部、四五の五、四五の六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>鹿角郡小坂町荒谷字高田</p>			<p>鹿角郡小坂町荒谷字上前田</p>		

<p>鹿角郡小坂町荒谷字上谷地 五の一の一部、六の二、六の三、一一から一三まで</p>	<p>鹿角郡小坂町荒谷字太田 五の三の一部、七の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに字荒川一七の一、一九、二〇に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>鹿角郡小坂町荒谷字上谷地 九から一二までの各一部、一三の一の一部、一三の三の一部、一四から一七まで、一八の一、一八の三、一九の二、二〇の一、二〇の五から二〇の七まで、二二の一、二二の二、二二の三、二二の四、二二の五、二二の六、二二の七、二二の八、二二の九、二二の十、二二の十一、二二の十二、二二の十三、二二の十四、二二の十五、二二の十六、二二の十七、二二の十八、二二の十九、二二の二十、二二の二十一、二二の二十二、二二の二十三、二二の二十四、二二の二十五、二二の二十六から二二の二十八まで、二九の一、二九の二、三〇から三五まで、三六の一、三六の三、三六の四、三七の一、三七の三、三七の四、三八の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>鹿角郡小坂町荒谷字上前田 一九の一部、三一の一部、三一の二の一部、三二の一部、三三、三四の一部、三五の一部、三五の二の一部、三五の三の一部、三六の四の一部、四六の一、四六の四、四六の六から四六の八まで、四七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>鹿角郡小坂町荒谷字上谷地 二〇の二、二〇の三、三八の一、三八の三、三八の五、三九の一、三九の二、三九の五から三九の八まで、四〇の一及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>鹿角郡小坂町荒谷字上谷地</p>			<p>鹿角郡小坂町荒谷字荒川</p>	

○五七〇一〇九〇五八	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
アリスサポート株式会社秋田在宅サービスセンター	アリスサポート株式会社秋田在宅サービスセンター	秋田市広面字家の下九八番三号	アリスサポート株式会社	平成十五年十一月十五日	

(訪問介護)

秋田県告示第五百四号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条の規定に基づき、公示

する。
 平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
ケアプランセンターあぜみち	有限会社熊谷ケア企画 代表取締役	山本郡二ツ井町飛根字羽立九十五番地一	居宅介護支援事業	平成十五年四月一日
グループホームあぜみち	有限会社熊谷ケア企画 代表取締役	山本郡二ツ井町飛根字羽立九十五番地一	痴呆対応型共同生活介護	平成十四年九月一日
デイサービスたいよう	有限会社フルーク 代表取締役	北秋田郡鷹巣町綴子田中下モ二十五番地六	通所介護	平成十六年五月十五日

で、二五の一、二六、二七、二八の一、二八の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
 鹿角郡小坂町荒谷字万谷
 一〇九の一から一〇九の三まで、一一〇の二、一一〇の四、一一〇の七及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

秋田県告示第五百三三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年六月十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
(訪問入浴介護)				
〇五六〇八九〇一三九	あすなる訪問看護ステーション	大曲市花館字間倉二五〇番地八	株式会社大曲仙北介護支援事業所	平成十六年三月一日
〇五七〇二〇八九五九	ドリームホームなかよし	能代市浅内字清水下一番地五	特定非営利活動法人ドリームホームなかよし	平成十五年十一月一日
〇五七〇二〇九三三二	新秋会ホームヘルプセンター	秋田市土崎港中央三丁目四番九号	社会福祉法人新秋会	平成十六年二月一日
〇五七三三〇九二九二	医療法人泉の会青い鳥	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢四〇番地二	医療法人泉の会	平成十六年二月一日
〇五七三三〇九二七六	J Aあきた湖東訪問介護センター	南秋田郡五城目町字七倉二二三番地二	あきた湖東農業組合	平成十六年二月一日
〇五七〇八〇九三五〇	訪問介護事業所だいせん	大曲市花館字間倉二五〇番地八	株式会社大曲仙北介護支援事業所	平成十六年三月一日
(訪問看護)				
〇五七二四〇九六五四	花の家訪問介護支援事業所	河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地	社会福祉法人雄和福祉会	平成十六年四月一日
〇五七二六〇八八八三	特定非営利活動法人宝寿会こまち	仙北郡千畑町土崎字厨川一三一番地	特定非営利活動法人宝寿会	平成十五年十一月一日

(通所介護)						(居宅療養管理)										
〇五七二二〇八九三四	〇五七〇二〇九〇三三	〇五七二六〇八八八三	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日	〇五七〇一〇九〇五八	〇五七〇四〇九一五一	〇五四〇四四〇五九一	〇五四三三四〇二二九	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
デイサービスセンターまつば	やさしい風上町デイサービスセンター	特定非営利活動法人宝寿会こまち			北秋田郡鷹巣町松葉町三番地六	株式会社登石	平成十五年十一月十五日	アースサポート株式会社秋田在宅サービスセンター	介護老人保健施設大館園訪問リハビリテーション事業所	日本調剤大館薬局	日本調剤湖東薬局			秋田市芦田字芦田子南二七五番地	医療法人光智会	平成十六年一月一日
		仙北郡千畑町厨川一三二番地			能代市上町六番六号	有限会社やさしい風	平成十五年十一月十五日	秋田市広面字家の下九八番三号		大館市軽井沢字下岱二〇番地一〇一号	南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美二〇七番三号					平成十五年十二月一日

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
(短期入所生活介護) 〇五七二四〇九六六二	デイサービスセンター緑水苑	河辺郡雄和町石田字苗代沢二十五番地の一	社会福祉法人雄和福祉会	平成十六年四月一日
〇五七二六〇九四八五	はな 特定非営利法人NPOの デイサービスセンター	仙北郡田沢湖町卒田字北竹原九十六番地	はな 特定非営利法人NPOの	平成十六年四月一日
〇五七〇二〇九四三七	能代ふれあいデイサービスセンター	能代市上町十二番三十二号	能代市	平成十六年四月一日
〇五七〇九〇九四九九	医療法人楽山会デイサービスセンター 温泉保養館おおゆ	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯九番地三	医療法人楽山会	平成十六年四月一日
〇五七〇一〇九六二九	手形デイサービスセンターふるさと	秋田市手形字オノ浜二七番地六	有限会社介護センターふるさと	平成十六年四月一日
〇五七二五〇九六〇二	悠楽館指定通所介護事業所	由利郡鳥海町上笹子字赤塚台一〇五	鳥海町	平成十六年四月一日
〇五七〇四〇九四〇九	祐康機能訓練デイサービスホーム	大館市字新町八六番地	有限会社祐康	平成十六年三月三日
〇五七〇一〇九一三三	デイサービスことぶき苑	秋田市手形からみでん三番地六十九	日成建設株式会社	平成十六年一月一日
〇五七〇一〇九一一六	デイサービスひなたぼっこの家	秋田市茨島四丁目五番一〇号	有限会社夢紡	平成十五年四月十五日
〇五七〇一〇九〇八二	虹の街デイサービスデイサービスセンター	秋田市牛島西二丁目三番八号	株式会社虹の街	平成十五年十二月一日

〇五七二二〇八九一六	グループホーム水沢の里	山本郡峰浜村水沢字三ツ森カッチキ台三番地一	有限会社エル イボレシヨン アイズ コ	平成十五年十月二十六日
〇五七二二〇八九二六	グループホームもりの家	北秋田郡森吉町米内沢字柳原一四番地四号	社会福祉法人交楽会	平成十五年十一月一日
〇五七〇六〇八八九三	グループホームお達者倶楽部	男鹿市北浦北浦表町字表町五一番地二一	医療法人鹿嶋医院	平成十五年十月十五日
〇五七二三〇八九〇六	グループホーム梅の里	南秋田郡飯田川町下虻川字八ツ口四九番地二	有限会社シルバーサポート	平成十五年十月十五日
(痴呆対応型共同生活介護)				
〇五七〇一〇九一四〇	今村記念クリニック短期入所療養介護	秋田市下新城長岡字毛無谷地二六五番地	医療法人久幸会	平成十六年一月一日
〇五七〇一〇八九六九	ひがし稲庭クリニック短期入所療養介護	秋田市下北手松崎字岩瀬一二四番地	医療法人わらべ会	平成十五年十一月一日
(短期入所療養介護)				
〇五七二四〇九六七〇	花の家短期入所生活介護事業所	河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地	社会福祉法人雄和福祉会	平成十六年四月一日
〇五七二六〇九五二七	いこいの里	仙北郡六郷町六郷字遠槻一五四番地一	有限会社ユウメディカル	平成十六年四月一日

〇五七〇二〇九〇一五	グループホームおちあい	能代市落合字上釜谷地一八七番地二	有限会社ケアサービスおちあい	平成十五年十一月一日
〇五七二六〇八九八二	グループホーム花みづき	仙北郡角館町白岩字下西野一番地	有限会社白岩の郷	平成十五年十一月一日
〇五七二六〇八九七四	ピアホームかたくりの里	仙北郡西木村下桧内字高屋九一番地一	社会福祉法人県南ふくし会	平成十五年十一月一日
〇五七二六〇八九九〇	グループホームサンピア	仙北郡六郷町字熊野一一八番地一号	有限会社ゆう愛	平成十五年十一月一日
〇五七二五〇九〇〇八	安心サポート仁賀保指定痴呆対応 型共同生活介護事業所	由利郡仁賀保町平沢字宝田三三番地	社会福祉法人中央会	平成十五年十一月一日
〇五七〇六〇九〇六五	グループホームこかげ	男鹿市脇本脇本字頭名地七三番地一	有限会社サクシード	平成十五年十一月十五日
〇五七二六〇九一〇五	グループホーム福寿草	仙北郡仙北町福田字川原道下五五番地一	有限会社福寿	平成十五年十二月十五日
〇五七二六〇九一八八	グループホームみずこしの里	仙北郡西仙北町土川字上雨堤一三五番地一	有限会社峰の山	平成十六年一月十日
〇五七二七〇九一七八	グループホームおものがわ	平鹿郡雄物川町沼館字佐田十番地一	有限会社ファミーユ	平成十六年一月十五日
〇五七〇八〇九一六〇	グループホーム大曲はなぞの	大曲市花園町一四番地一	伊藤電気株式会社	平成十六年一月十五日
〇五七〇三〇九二五二	痴呆性高齢者グループホームふれあい荘二号棟	横手市杉沢字谷地中三四五番地	医療法人興生会	平成十六年二月一日
〇五七〇三〇九二六〇	グループホームりんご村	横手市大屋新町字平林四六番地一	有限会社秋田しゃぼんサービス	平成十六年二月一日

〇五七〇一〇九六一	グループホームかぞく	秋田市新屋比内町二六番地一号	有限会社フラット	平成十六年四月一日
〇五七二七〇九五四一	グループホーム大雄	平鹿郡大雄村田根森字上田村東三八番地	有限会社クリーンマジック	平成十六年四月一日
〇五七二七〇九五八二	グループホーム康々園	平鹿郡平鹿町浅舞伊勢堂八四番地一	有限会社一輝	平成十六年四月一日
〇五七〇九〇九五〇七	医療法人楽山会グループホーム温泉保養館おおゆ	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯九番地三	医療法人楽山会	平成十六年四月一日
〇五七二六〇九五二〇	グループホーム美郷	仙北郡六郷町六郷字本道町五七番地六	社会福祉法人六郷仙南福祉会	平成十六年四月一日
〇五七二二〇九四二七	グループホームいこい	山本郡峰浜村大字田中字立花一地一	有限会社グループホームいこい	平成十六年三月十五日
〇五七二二〇九三九三	グループホームふる里	山本郡峰浜村大字田中字立花二番地	有限会社ライフ・ワーク	平成十六年三月十五日
〇五七〇九〇九四一六	グループホームくおん	鹿角市八幡平字堰の下一〇八番地	有限会社くおん	平成十六年三月一日
〇五七二八〇九三八二	グループホームすずらん稲川	雄勝郡稲川町大館字川原二二〇番地	特定非営利活動法人工ヌピ ーオー社会福祉事業振興会	平成十六年三月一日
〇五七二六〇九三三〇	グループホーム優優	仙北郡田沢湖町生保内字街ノ上三六番地八	有限会社生保内福祉会	平成十六年二月十五日
〇五七二六〇九三三八	グループホームやすらぎの家	仙北郡千畑町畑屋字狐塚四七	有限会社若竹	平成十六年二月一日
〇五七二六〇九二四六	えがお神宮寺	仙北郡神岡町神宮寺上栗谷四六七番五	株式会社えがお	平成十六年二月一日

					(福祉用具貸与)				
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日					
〇五七〇二〇九〇三三	有限会社ヘルプ	秋田市川尻みよし町一番四六号	有限会社ヘルプ	平成十五年十一月十五日	〇五七二八〇九五七二	グループホームみわ	雄勝郡羽後町貝沢字二三本塚五五番五	有限会社モコ	平成十六年四月一日
〇五七〇二〇九〇四一	有限会社コールサービス	秋田市手形字山崎六四番地一号	こまち福祉用具	平成十五年十一月十五日	〇五七二四〇九四六四	グループホームつばき苑	河辺郡雄和町椿川字小鹿野戸三九番地二	有限会社グループホームつばき苑	平成十六年四月一日
〇五七三三〇九二八四	医療法人泉の会フレンド	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢四〇番地二	医療法人泉の会	平成十六年二月一日	〇五七二二〇九四四五	グループホームほおずき	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原二二三番地四	有限会社ヴォルフアート	平成十六年四月一日
〇五七〇二〇九二〇七	株式会社小田島アクティ介護用品部秋田営業所	秋田市卸町三丁目四番三号	株式会社小田島アクティ	平成十六年二月一日	〇五七二七〇九五五六	大森ケア・コミュニティーはる風	平鹿郡大森町字菅生田二四五番地二二六	有限会社はる風	平成十六年四月一日
					〇五七二六〇九五三五	グループホームサンエルフ	仙北郡協和町上淀川字五百刈田二百七十七番地一	医療法人慧真会	平成十六年四月一日
					〇五七二七〇九五五八	グループホーム寿敬庵	平鹿郡十文字町腕腰字山道端七九番地三	有限会社和幸	平成十六年四月一日

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七〇三〇九二二一	株式会社小田島アクティ介護用品部 部横手営業所	横手市婦気大堤字平林一番二十六号	株式会社小田島アクティ	平成十六年二月一日
〇五七〇二〇九二〇七	株式会社小田島アクティ介護用品部 大館営業所	大館市釈迦内字街道上三番八号	株式会社小田島アクティ	平成十六年二月一日
〇五七〇二〇九三三〇	かもめケアサービス	秋田市八橋大沼町一五番二号	有限会社かもめケアサービス	平成十六年二月一日
〇五七〇二〇九〇五八	アースサポート株式会社秋田在宅サービスセンター	秋田市広面字家の下九八番三号	アースサポート株式会社	平成十六年三月一日
〇五七〇八〇九三六八	レンタルけあ	大曲市花館字間倉二五〇番地八	株式会社大曲仙北介護支援事業所	平成十六年三月一日
〇五七〇四〇一五五四	アイリスケアセンタ大館	大館市釈迦内字中台二五番地九	株式会社ニチイ学館	平成十六年三月一日
〇五七二六〇九六三四	医療法人社団杏真会ケアサポートセンター	仙北郡六郷町六郷字馬町六四番地	医療法人社団杏真会	平成十六年四月一日
〇五七〇一〇九四五四	株式会社佐々木義肢製作所	秋田市八橋本町二丁目七番一号	株式会社佐々木義肢製作所	平成十六年四月一日

秋田県告示第五百五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条の規定に基づき、公示

する。

平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

(居宅介護支援)

〇五七二〇八九四二	ケアプランセンターまつば	北秋田郡鷹巣町松葉町三番地六	株式会社登石	平成十五年十一月十五日
〇五七〇一〇九一二四	ケアセンターゆめつむぎ	秋田市茨島四丁目五番一〇号	有限会社夢紡	平成十五年十二月十五日
〇五七〇一〇九三二四	新秋会ケアプランセンター	秋田市土崎港中央三丁目四番九号	社会福祉法人新秋会	平成十六年二月一日
〇五七〇一〇九〇五八	アースサポート株式会社秋田在宅サービスセンター	秋田市広面字家の下九八番三号	アースサポート株式会社	平成十六年三月一日
〇五七二六〇九三七八	居宅介護支援事業所NPOのなのはな	仙北郡田沢湖町卒田字北竹原九六番地	特定非営利活動法人NPOのなのはな	平成十六年三月一日
〇五七〇八〇九三四三	居宅支援事業所だいせん	大曲市花館字間倉二五〇番地八	株式会社大曲仙北介護支援事業所	平成十六年三月一日
〇五四〇一四二二五四	有限会社 那須薬局	秋田市御野場新町三丁目四番二二号	有限会社 那須薬局	平成十六年四月一日
〇五七二六〇九六三四	医療法人社団杏真会ケアサポートセンター	仙北郡六郷町六郷字馬町六四番地	医療法人社団杏真会	平成十六年四月一日
〇五七〇一〇九四七〇	介護支援センターほくと	秋田市下新城中野字街道端西十一番地の一	社会福祉法人北社	平成十六年四月一日
〇五七二四〇九六四七	雄和居宅介護支援事業所	河辺郡雄和町妙法字大部七十七番地の一	社会福祉法人雄和福祉会	平成十六年四月一日

秋田県告示第五百六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一第一号項の規定により、

次のとおり指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十二条の規定に基づき、

公示する。

平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺田典城

〇五七二五〇二三五九	東由利町社会福祉協議会訪問介護事業所	由利郡東由利町老方字台山三十六番地	由利郡東由利町老方字後田七十番地	平成十五年九月二十五日
〇五七〇九〇八六三二	大湯リハビリ温泉病院訪問介護事業所	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯九番地	鹿角市十和田湯ノ岱十六番地二号	平成十六年四月一日
〇五七〇二〇一八八九	社会福祉法人能代市社会福祉協議会訪問介護事業所	能代市上町十二番三十二号	能代市上町六番二十三号	平成十六年四月一日
〇五七〇一〇八三三七	ホームヘルプサービスふきのとう	秋田市手形字上川原四十一番地六号	秋田市手形からみでん三番六十九号	平成十六年四月一日
〇五七二六〇八八二六	有限会社すずらん・みずほケアサポートセンター	仙北郡千畑町土崎字厨川六十七番地二号	仙北郡千畑町本堂城回字田町二百七番地	平成十六年五月一日
介護保険事業者番号	名 称	変 更 後 所 在 地	変 更 前 所 在 地	変 更 年 月 日

秋田県告示第五百七号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の変更の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、
 （所在地を変更した指定訪問介護事業者）

公示する。

平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

〇五七二四五〇八七二	特別養護老人ホーム花の家	河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地	社会福祉法人雄和福祉会	平成十六年四月一日
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日

（介護老人福祉施設）

介護保険事業者番号		変 更 後		変 更 前		所 在 地		変 更 年 月 日		
(名称を変更した指定痴呆対応型共同生活介護事業者)										
〇五七〇八〇四八九八	フレンディ大曲	〇五七二五〇二四四一	鳥寿苑指定通所介護事業所	大曲市デイサービスセンターえみのうち	大曲市飯田字堰東二百三十五番地	平成十六年三月四日	〇五七二五〇二四四一	鳥海町指定通所介護事業所	由利郡鳥海町伏見字久保七十七番地	平成十六年四月一日
〇五七〇五〇三〇四五	池田ライフサービス	〇五七〇八〇四八九八	フレンディ大曲	大曲市飯田字堰東二百三十五番地	大曲市飯田字堰東百七十六番地	平成十六年三月四日	〇五七〇五〇三〇四五	池田ライフサービス	本荘市石脇字下夕畑百九十三番地一	平成十六年三月一日
(所在地を変更した指定福祉用具貸与事業者)										
〇五七〇八〇四八九八	フレンディ大曲	〇五七〇八〇四八九八	フレンディ大曲	大曲市飯田字堰東二百三十五番地	大曲市飯田字堰東二百三十五番地	平成十六年三月四日	〇五七〇八〇四八九八	フレンディ大曲	大曲市飯田字堰東二百三十五番地	平成十六年三月四日
(所在地を変更した指定通所介護事業者)										
〇五七〇五〇三〇四五	池田ライフサービス	〇五七〇五〇三〇四五	池田ライフサービス	本荘市石脇字下夕畑百九十三番地一	本荘市川口字八幡前二百六十一番地	平成十六年三月一日	〇五七〇五〇三〇四五	池田ライフサービス	本荘市石脇字下夕畑百九十三番地一	平成十六年三月一日

〇五七〇九〇二二三九	大湯リハビリ温泉病院指定居宅介護支援事業	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯九番地一三三号	鹿角市十和田湯ノ岱十六番地二号	平成十六年四月一日
〇五七〇五〇三〇四五	池田ライフサービス	本荘市石脇字下夕畑百九十三番地一	本荘市川口字八幡前二百六十一番地	平成十六年三月一日
〇五七〇二〇〇〇三〇	社会福祉法人能代市社会福祉協議会居宅介護事業所	能代市上町十二番三十二号	能代市上町六番二十三号	平成十六年四月一日
〇五七二六〇八八一八	有限会社すずらん居宅介護支援センターみずほ	仙北郡千畑町土崎字厨川六十七番地二二二号	仙北郡千畑町本堂城回字田町二百七番地	平成十六年五月一日
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
		変 更 後	変 更 前	

秋田県告示第五百八号
 介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の変更の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、
 （所在地を変更した指定居宅介護支援事業者）

公示する。
 平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

〇五七〇五〇三〇四五	池田ライフサービス	池田薬局かわぐち店	本荘市石脇字下夕畑百九十三番地一	平成十六年三月一日
〇五七二三〇七六〇一	グループホームけやき	グループホームケヤキ	南秋田郡八郎潟町夜叉袋字中羽立七十四番地の十	平成十六年二月一日
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	変 更 後	変 更 前		

（名称を変更した指定福祉用具貸与事業者）

(名称を変更した指定居宅介護支援事業者)

介護保険事業者番号 〇五七〇五〇三〇四五	名		所 在 地	変 更 年 月 日
	変 更 後	変 更 前		
	池田ライフサービス	池田薬局かわぐち店	本荘市石脇字下夕畑百九十三番地 一号	平成十六年三月一日

秋田県告示第五百九号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり指
定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、

公示する。

平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺田典城

(訪問介護)

介護保険事業者番号 〇五七二六〇三〇三三	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
〇五七二二〇七七六九	たんぼ訪問介護事業所	山本郡山本町森岳字町尻十二番地二	株式会社たんぼケアプ ラ ンサービス	平成十六年三月三十一日
〇五七二四〇四〇四四	社会福祉法人雄和町社会福祉協 議会指定訪問介護支援事業所	河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地	社会福祉法人雄和町社会福 祉協議会	平成十六年三月三十一日

(通所介護)

介護保険事業者番号 〇五七二四〇四〇五一	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
	社会福祉法人雄和町社会福祉協 議会デイサービスセンター緑水苑	河辺郡雄和町石田字苗代沢二十五番一号	社会福祉法人雄和町社会福 祉協議会	平成十六年三月三十一日

(短期入所生活介護)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
〇五七二四五〇四〇一	社会福祉法人雄和町社会福祉協議会 雄和町特別養護老人ホーム花の家 短期入所生活介護事業所	河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地	社会福祉法人雄和町社会福祉協議会	平成十六年三月三十一日
〇五二〇七二〇五二八	医療法人湯沢内科循環器科クリニツク	湯沢市字沖鶴二百十五番地一	医療法人湯沢内科循環器科クリニツク	平成十五年九月一日

(訪問入浴)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
〇五七〇一〇四四二二	フォーエバーケアステーション	秋田市外旭川字三後田二百	株式会社フォーエバー	平成十五年九月三十日

(訪問介護)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
〇五六二六九〇〇三二	あすなる訪問看護ステーション	仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地一	株式会社大曲仙北介護支援事業所	平成十六年二月二十九日

(福祉用具貸与)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
〇五七〇一七四七四	有限会社悠メディカルサービス	秋田市泉北三丁目十五番一	有限会社 悠メディカルサービス	平成十五年十月十五日

(痴呆対応型共同生活介護)

〇五七二六〇七二五七	レンタルけあ	仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地一	株式会社大曲仙北介護支援事業所	平成十六年二月二十九日
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
〇五七二六〇七一九〇	グループホームひまわりの家	仙北郡仙北町高梨字於園八十三	有限会社ゆづ愛	平成十五年十月三十一日
〇五七〇八〇三四四五	痴呆性老人グループホームなごみのお家	大曲市船場町一丁目一番二十一号	医療法人あけぼの会	平成十六年三月三十一日

秋田県告示第五百十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、

公示する。

平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

廃止事業所

(居宅介護)

〇五七二六〇三〇三三	株式会社大曲仙北介護支援事業所	仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地一	株式会社大曲仙北介護支援事業所	平成十六年二月二十九日
〇五七二四〇二二三九	社会福祉法人雄和町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	河辺郡雄和町石田字苗代沢二十五番一号	社会福祉法人雄和町社会福祉協議会	平成十六年三月三十一日
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日

秋田県告示第五百十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十一条の規定により、次のとおり指

定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第九十三条の規定に基づき、公示する。

平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

(辞退)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	辞 退 年 月 日
〇五七二四五〇四〇一	雄和町特別養護老人ホーム花の家	河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地	社会福祉法人雄和町社会福祉協議会	平成十六年三月三十一日
〇五一〇一一〇〇七五	医療法人運忠会土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目四番二十六	財団法人運忠会	平成十六年二月一日
〇五一〇一一三三三七	医療法人梅栄会細谷病院	秋田市南通宮田三番十号	医療法人梅栄会	平成十六年四月一日
〇五一〇一一二二四七	御野場病院	秋田市御野場二丁目十四番一号	医療法人正観会	平成十六年五月一日

秋田県告示第五百十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 グランマート手形店

秋田市手形休下町百三番地三外

二 秋田市長の意見

(一) 騒音について

(1) 保育所の五十メートル以内であり乳幼児においては昼寝の時間を要する等その生活サイクルが成人と異なることや騒音に対し過度に反応する場合もあることから、保育所へ事前に確認し、その意向に配慮すること。荷さばき施設が保

(二) 光害について

育所の前にあり、保育所では子供たちが日中昼寝する時間帯があることから、車両の出入りに関し当該時間帯に配慮していただきたい。

(2) 影響予測を行ったもののうち四箇所において、影響を受ける面(建物の壁)で規制基準を満たしているものの現に敷地境界では規制基準未達成であること。を重く受け止め、苦情発生の際には住民の意見を尊重し十分な対応をとること。

(3) 夜間における騒音対策として、駐車場の利用制限を設けているが、その対策を実施しても影響を受ける面(建物の壁)では規制基準の上限値であることを十分に認識し、駐車場の利用制限を遵守すること。

(三) 廃棄物について

(1) 事務所において生じる廃棄物については、発生を抑制し、発生した廃棄物に

ついても分別の徹底を図る等再利用を促進し、廃棄物の減量化に努めること。
 (2) 排出する廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、処理を委託するときは、それぞれ一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を有する業者へ委託し、適正に処理すること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
 意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年六月十五日から同年七月十五日まで

秋田県告示第五百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルタイ土崎店

秋田市土崎港相染町字家ノ下二十六番地二外

二 秋田市長の意見

騒音について

(一) 駐車場の利用制限については、届出した時間を遵守すること。

(二) 届出添付書類に記載のとおり、将来近隣に住宅が立地した場合には、率先して話し合いの場を持ち騒音苦情の防止に努めること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年六月十五日から同年七月十五日まで

秋田県告示第五百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
 平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社秋田ショッピングセンター 代表取締役 井川 束 良

秋田市中通二丁目八番一号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田ショッピングセンター

秋田市中通二丁目八番一号

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を営む者の住所

株式会社イトーヨーカ堂

ア 変更前 東京都港区芝公園四丁目一番四号

イ 変更後 東京都千代田区二番町八番地八

(四) 変更の年月日

平成十六年五月二十七日

(五) 変更する理由

小売業者の住所変更のため

二 届出年月日

平成十六年六月四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年六月十五日から同年十月十五日まで

- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
- (一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見を述べる理由
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社伊徳 代表取締役 伊藤 碩彦
 - 大館市清水四丁目四番十五号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
いとく花輪駅前店
 - 鹿角市花輪字上中島九十二番地外
 - (三) 変更する事項
大規模小売店舗の名称
ア 変更前 いとく花輪駅前店
イ 変更後 いとく花輪店
 - (四) 変更の年月日
平成十六年七月一日
 - (五) 変更する理由
広域的なイメージを持たせるため
- 二 届出年月日
平成十六年六月四日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所

- 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
- 鹿角市役所 観光商工課
- (二) 縦覧期間
平成十六年六月十五日から同年十月十五日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
- (一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百十六号

秋田県立男鹿水族館の利用料金の承認（平成十六年秋田県告示第四百二十六号）の一部を次のように改正する。
平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺田典城

表の備考三を次のように改める。
三 「福祉」の区分は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその者の付添人（一人に限る。）が入館する場合に適用する。

秋田県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間	道路の種類	路線名	区間
	県道	森岳鵜川線	山本郡山本町森岳字町尻二番一地先から七七番三地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年六月十五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年六月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第五百十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域

秋田県知事 寺田典城

り道路の区域を変更する。
平成十六年六月十五日

道 道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	新			
金沢吉田柳田線	旧	新	平鹿郡平鹿町上吉田間内字中山五八番一〇から字蟹沢堤上八二番六まで	一一・〇〇〇～一八・〇〇〇	〇・一二六
金沢吉田柳田線	新	旧	〃	一一・〇〇〇～一八・〇〇〇	〇・一二六

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年六月十五日から同月二十八日まで

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年五月七日付け指令秋建 三 十で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十六年六月十五日

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、峰浜村沼田土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年六月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南秋田郡天王町天王字追分西二四番地二六
アイホームプラザ株式会社 代表取締役 渡部 久志

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、河辺郡河辺町大沢字堂の沢九十八番地佐々木治右工門ほか二十人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十六年六月十五日

秋田県告示第五百二十号

秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
平成十六年六月十五日

縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(大沢地区経営体育成基盤整備事業)計画書の写し

秋田県知事 寺田典城

縦覧期間 平成十六年六月十四日から同年七月九日まで

三 縦覧場所 河辺町役場

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - 発言残り時間表示装置 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 - 平成十六年九月八日（水）
 - (四) 納入場所
 - 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
 - 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 四 入札執行の日時及び場所
 - 平成十六年六月三十日（水）午前十一時
 - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
- 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
- 規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
- 詳細は、入札説明書による。

人事委員会規則

人事委員会規則一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年六月十五日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一本庄市本庁の項中「部長」を「理事、部長、審議員」に改め、「技監、課長」の下に、「市町村合併推進事務局長」を加え、「車輛センター所長」を「車両センター所長、専門検査官」に、「専門検査員」を「秘書室長」に改め、「秘書広報課長補佐」を削り、「秘書係長」を「秘書室係長」に改め、同表小坂町本庁の項中「部長、」を削り、「次長、課長」を「局長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県公安委員会告示第71号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による
銃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法
行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。
平成16年6月15日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 1 実施年月日
平成16年7月23日（金）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県合宿所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数
銃銃及び空気銃の所持に関する法令並びに銃銃及び空気銃の使用、保管等の取扱
いについて5時間実施する。
- 4 受講定員
40人
- 5 受講申込みに必要な書類
(1) 受講申込書 2通
(2) 写真 2枚
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で
大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
(1) 申込み用紙の交付
各受付場所において交付する。
(2) 受付期間
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）
第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成16年6月15日（火）から7月16
日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。
(3) 受付場所
住所地在管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料
6,800円
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講
習終了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係
（電話018 863 1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田警察
署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

秋田県代表監査委員 山 田 昭 郎 様

監査結果公告第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行しそ
の結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措
置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。
平成16年6月15日

秋田県監査委員	安 根 正 義
秋田県監査委員	菅 原 龍 典
秋田県監査委員	山 田 昭 郎
秋田県監査委員	小 玉 和 夫
15財	1390
平成16年5月28日	

秋田県代表監査委員 山 田 昭 郎 様

秋田県知事 寺 田 典 城

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成16年3月12日付け監委-867で通知のあったこのことについて、別紙のとお
り提出します。

課 所 名		情報公開課	
改 善 ・ 検 討 事 項	委 託 事 業 名	措 置 状 況	
委託料が委託先の参考見 積により積算されており、 客観性・妥当性の確保につ いて疑問があるので、改善 を要する。	全戸配布広報デザ イン等制作業務委託 「県政だよりあきた 新時代」	価格の設定に当たって は、他県の積算事例、複 数のデザイン業者の見積 書などを参考にして、 また、業者の選定は、	

<p>価格を示した上でデザインコンペを行い、最も優れたデザインを提案した業者に決めている。 今後は、さらに各方面から情報収集し、より客観性の高い積算に努めるとともに、明確な積算内訳を整理しておくこととする。</p>	<p>点字広報作成発送業務委託「県政だよりあきた新時代」</p>	<p>視覚障害者のための特殊な業務であり、県内で受託できる業者がほかにないことから、当該業者の見積額を基本としている。 ちなみに、首都圏の業者よりは安い単価設定になっている。 今後は、積算の客観性確保等に努める。</p>	<p>点字広報作成発送業務委託「県政だよりあきた新時代」</p>	<p>成果品の完了確認が不十分であるので、改善を要する。</p>
<p>委託先へのデータ提供から発送まで期間が限られていることから、委託先から直接対象者に発送する必要がある。 今後は、成果品・発送作業とも基本的に職員が現地で確認するとともに、郵便局の発送数量確認書の添付を義務付けるなど、適正な確認に努める。</p>	<p>点字広報作成発送業務委託「県政だよりあきた新時代」</p>	<p>視覚障害者のための特殊な業務であり、県内で受託できる業者がほかにないことから、当該業者の見積額を基本としている。 ちなみに、首都圏の業者よりは安い単価設定になっている。 今後は、積算の客観性確保等に努める。</p>	<p>点字広報作成発送業務委託「県政だよりあきた新時代」</p>	<p>成果品の完了確認が不十分であるので、改善を要する。</p>

課 所 名	情報公開課
<p>改善・検討事項</p> <p>委託目的の達成が不十分であるので、事業内容等について改善を要する。</p>	<p>委託事業名</p> <p>県政テレビ番組制作放映業務委託「こちらお茶の間情報局」</p> <p>措置状況</p> <p>この番組は、ほかの二つのテレビ番組との役割分担のもと、県政の重点課題をより深く理解してもらうために放送しているが、今後は、様々な手法で視聴者のニーズを把握し、より親しまれる番組づくりに生かすとともに、番組の切り口の工夫、様々な媒体での宣伝などにより視聴率の向上に努める。 なお、事業効果は視聴率に加えて、質的な評価も重要であり、県政モニター調査ではおおむね好評であるが、今後とも各種調査を通じてその効果を高めるよう改善に努める。</p> <p>県政ラジオ広報番組制作放映業務委託「モーニングスライル」</p> <p>F M秋田は若年層を中心に人気があり、県政情報を伝える媒体としての意義が大きい。 今後は、テレビとの役割分担にも配慮しながら、放送時間帯の改善や切り口の工夫を図り、聴取率</p>

の向上や質の充実に努める。

課 所 名	総合防災課		
改善・検討事項	委託事業名	措 置 状 況	
成果品の完了確認が不十分であるので、改善を要する。	消防団員教養研修事業委託	平成15年度事業委託に係る成果品の確認結果を文書で保管するとともに、今後とも同様に措置する。	
	火災予防団体育成事業委託		

課 所 名	公文書館		
改善・検討事項	委託事業名	措 置 状 況	
委託料が委託先の参考見積により積算されており、客観性・妥当性の確保について疑問があるので、改善を要する。	県政映画フィルム補修及びビデオ化業務委託	平成15年度の契約において、県内外を問わず、執行可能な業者による参考見積・入札を行っている。	
			「祭魚洞文庫」でイクロフィルム作成業務委託
	複製本作成業務委託		
成果の活用が不十分であるので、活用方法について改善を要する。	県政映画フィルム補修及びビデオ化業務委託	平成15年度、ビデオフィルムにテレビモニターを3台新設し、利用者がプース別に視聴できるように整備を行った。	

また、当館の広報紙「秋田県公文書館だより第18号」にビデオフィルムの利便性向上の旨を掲載し、県内各市町村へ配布している。
さらに、館内に「今月のおすすめ番組」として、毎月20本分のリストを掲示し、PRに努めている。

課 所 名	学術振興課		
改善・検討事項	委託事業名	措 置 状 況	
契約書、仕様書の委託業務内容が明確でないので、改善を要する。	バーチャル未来料学館設置事業ホームページ等制作業務委託	今後は、主な利用者である県内小中学生のうち、特に利用を促したい学年や、学校での授業内容等を考慮のうえ本ホームページに掲載することが望まれるテーマ及びその選定方法等を契約書や仕様書に記載して、委託業務内容を明確にするよう努める。	

課 所 名	県立大学事務局		
改善・検討事項	委託事業名	措 置 状 況	
委託料が委託先の参考見積により積算されており、	秋田県立大学携帯端末用ホームページ	専門分野に関しては、参考見積をとらざるを得	

客観性・妥当性の確保について疑問があるので、改善を要する。	制作等委託	ないのが現状であるが、今後は、あくまでも参考見積の域に留め、市場の動向を調査・勘案のうえ、独自の方法で積算し、客観性・妥当性の確保に努める。
-------------------------------	-------	--

課 所 名	長寿社会課		
	改善・検討事項	委託事業名	措置状況
委託料の積算内訳が明確でないので、改善を要する。	痴呆介護実務者研修事業委託(専門課程)	訪問介護員適正実施研修事業委託	講師謝金については、他県の状況等も確認しながら、適正な金額の執行に努める。
		ケアマネジメントリーダークラス活動支援事業委託	本契約については、当該委託事業に関わる有資格職員の退職後の補充ができたことから、人件費分の減額を内容とする契約変更を行ったところだが、この契約変更に伴って事業内容についても変更すべきであったと考える。 今後はこのようなことがないよう、適切な事務処理に努める。

委託契約書の事業内容と実績報告書の事業内容が異なっているため、改善を要する。	介護保険サービス情報提供事業委託	本委託契約書の作成において、事業内容の記載が不十分であったと考える。 今後は事業内容を適切に記載する。
--	------------------	--

委託目的の達成が不十分であるため、委託先についても検討を要する。	ケアマネジメントリーダークラス活動支援事業委託	本委託契約の事業内容の内、ケアマネジメントリーダークラス等相談窓口設置事業については委託目的を十分に達成することができなかったと考える。 今後は、相談窓口が多くなる方に利用されるよう、介護保険事業者等へのPRに努める。 委託先については、事業内容の性質から、秋田県長寿社会振興財団が適当であると考ええる。
----------------------------------	-------------------------	--

課 所 名	子育て支援課		
	改善・検討事項	委託事業名	措置状況
成果品の完了確認が不十分であるため、改善を要する。	「あきた21子育てネット(仮称)」作成業務委託	指摘の件については、成果品の完了確認を実施した後、合格した旨の通知を文書で行ったもので、今後は契約締結時に業者側と契約内容及び手順の確	

		認を徹底するほか、複数人による確認作業の実施により、再発防止に努める。
--	--	-------------------------------------

課 所 名	健康対策課		
改 善 ・ 検 討 事 項	委 託 事 業 名	措 置 状 況	
成果品の完了確認が不十分であるので、改善を要する。	福祉保健研修センターにおける保健師研修業務委託	完了確認調査により、完了を確認し、関係簿冊に整備することとした。	

課 所 名	医務薬事課		
改 善 ・ 検 討 事 項	委 託 事 業 名	措 置 状 況	
単独随意契約とする合理的理由がないので、契約方法について改善を要する。	ふれあい献血キャンペーンラジオスポット事業委託	平成16年度は委託業務内容を見直すこととしており、その上で適正な方法で契約を行う。	
委託料の積算内訳が明確でないので、改善を要する。	地域医療支援事業委託	平成15年度からは、委託料の賃金について見積書を徴するなどにより、積算内訳を明確にして契約している。	
契約書、仕様書の委託業務内容が明確でないので、改善を要する。	ふれあい献血キャンペーンラジオスポット事業委託	平成16年度からは、契約書及び仕様書の委託業務内容を明確にして契約を締結する。	

	在宅医療の推進のための実地研修事業委託	平成16年度からは、契約書及び仕様書において、研修時期や回数など委託業務内容を明確にして契約を締結する。
	菓とくらしの教室 事業委託	平成16年度からは、教室の開催回数について、年間42回を限度として、実施した実績に基づいて支払うこととしている。
	委託目的の達成が不十分であるので、事業内容等について改善を要する。	当該委託の目的の達成が明確になるよう、平成15年度から当該委託の基となる地域医療支援事業実施要綱を改正するとともに、業務委託仕様書により、委託する事業内容を明記して契約している。

課 所 名	障害者相談センター		
改 善 ・ 検 討 事 項	委 託 事 業 名	措 置 状 況	
委託料が委託先の参考見積により積算されており、客観性・妥当性の確保について疑問があるので、改善を要する。	盲導犬育成等事業委託	委託料の内訳について、各種の情報収集により価格の動向を把握し、さらに妥当性のある委託料の積算に努める。	
成果品の完了確認が不十分であるので、改善を要す		完了報告書受理後、盲導犬を受給者宅等で確認	

		し、受給者から聞き取り調査を行い、記録を残すこととした。
--	--	------------------------------

課 所 名	リハビリテーション・精神医療センター		
	改 善 ・ 検 討 事 項	委 託 事 業 名	措 置 状 況
	単独随意契約とする合理的理由がないので、契約方法について改善を要する。	検体検査業務委託	検体検査業務委託の指名競争入札にあたっては、平成15年度分までは、県公報に登載して業者を募集していたが、1社しか応募がない状態であった。平成16年度分からは、指摘に基づき、県公報登載に代わり、他病院の情報参考に業者を選定して、指名競争入札を行った。 参 考 平成16年度 指名業者 4業者 入札参加業者 3業者

課 所 名	県民文化政策課		
	改 善 ・ 検 討 事 項	委 託 事 業 名	措 置 状 況
	委託料の積算内訳が明確でないので、改善を要する。	花のまちづくり運動推進事業委託	平成16年度契約からは、積算内訳を明確に区分した内容で契約している。

委託目的の達成が不十分であるので、事業内容等について改善を要する。	秋田県民会館自主事業開催業務委託	県民会館自主事業として毎年、民間ではなかなか提供できない良質な舞台芸術を手頃な料金で広く県民に提供しているが、演目については、これからも県民ニーズの把握等十分な検討を行い、多くの県民に鑑賞していただけるよう努める。
-----------------------------------	------------------	---

課 所 名	環境整備課		
	改 善 ・ 検 討 事 項	委 託 事 業 名	措 置 状 況
	成果品の完了確認が不十分であるので、改善を要する。	能代産業廃棄物処理センターに係るバイオキシン類調査業務委託	委託業者が提出する成果品に対する完了確認については、従来口頭で行っていたが、平成16年度契約からは書面で通知することとする。

課 所 名	環境センター		
	改 善 ・ 検 討 事 項	委 託 事 業 名	措 置 状 況
	委託料の積算内訳が明確でないので、改善を要する。	大気汚染常時監視テレメーター保守点検業務委託	平成16年度契約からは、委託内容を詳細に積算した設計書を作成し、また、契約書は積算内訳を明確にした内容で契約締結をしている。

			今後、このように適正な執行に努める。
委託料の支払方法が契約書の定めと異なっているので、改善を要する。	大気汚染常時監視測定機器等保守管理業務委託	平成16年度契約からは、契約書の定めにある四半期の支払内訳に対する実績額で支払いしている。 今後、このようなことのないように適正な執行に努める。	

課 所 名	農林政策課森林環境対策室		
改善・検討事項	委託事業名	措 置 状 況	
単独随意契約とする合理的理由がないので、契約方法について改善を要する。	「パートナーの森」林分調査・測量業務委託	当該業務は平成15年度で終了したが、今後は委託業務内容を十分検討し、適切な契約方法を実施する。	
契約書、仕様書の委託業務内容が明確でないので、改善を要する。	森林の水質源E二タリソグ調査事業調査業務委託	当該業務は平成15年度で終了したが、今後は委託業務内容が明確となるよう、契約書、仕様書を改善する。	

課 所 名	水田総合利用課		
改善・検討事項	委託事業名	措 置 状 況	

契約書、仕様書の委託業務内容が明確でないので、改善を要する。	平成14年度カードミウム含有米ロット編成業務委託	委託業務内容が明確になるよう契約書、仕様書を改善する。
--------------------------------	--------------------------	-----------------------------

課 所 名	農畜産振興課		
改善・検討事項	委託事業名	措 置 状 況	
契約書、仕様書の委託業務内容が明確でないので、改善を要する。	酒造好適米現地醸造試験委託	契約書の委託業務内容が明確でなかったことから、適切な内容に改め、3月4日に変更契約を締結した。	

課 所 名	農地整備課		
改善・検討事項	委託事業名	措 置 状 況	
契約書、仕様書の委託業務内容が明確でないので、改善を要する。	ほ場整備事業におけるイバットミヨ保全に関する地下水調査及び解析業務委託	仕様書について平成15年度より改訂を行い、具体的な事項を明記することにより委託業務内容を明確にした。	

課 所 名	森林整備課		
改善・検討事項	委託事業名	措 置 状 況	
単独随意契約とする合理的理由がないので、契約方法について改善を要する。	県営森林整備事業委託	当該事業委託については、平成16年度から森林組合等の林業事業体によ	

	県営森林造成・広葉樹整備事業委託	る指名競争入札とする。
成果品の完了確認が不十分であるので、改善を要する。	獺鳥養殖事業委託	養殖者から各地域振興局が成果品を引き取る際、羽数などを確認できる写真等を検査復命に添付するものとする。

課 所 名	農業試験場	
改善・検討事項	委託事業名	措置状況
再委託が禁止されているにもかかわらず、再委託が行われているので、改善を要する。	原種生産等業務委託	平成16年度委託契約から、警備保障等で再委託の必要があるものには、再委託が出来るよう、契約条項に盛り込むこととする。

課 所 名	森林技術センター		
改善・検討事項	委託事業名	措置状況	
単独随意契約とする合理的理由がないので、契約方法について改善を要する。	検定用抵抗性松の交配作業事業委託	平成16年度より複数社から見積書を徴し、随意契約により契約を締結した。	
契約書、仕様書の委託業務内容が明確でないので、改善を要する。		委託業務内容は、平成16年度より作業の実態に合わせて契約書及び仕様書を作成した。	

課 所 名	観光課		
改善・検討事項	委託事業名	措置状況	
単独随意契約とする合理的理由がないので、契約方法について改善を要する。	特産品開発対策事業委託	受託者は、他の団体以上に事業の実施に必要な特有の情報やノウハウを多く有しており、単独随意契約とする合理的理由があると判断されるが、単独随意契約理由の記載が不十分であったので、適切な内容に整理した上で、契約に臨むこととする。(平成16年度より実施予定)	
契約書、仕様書の委託業務内容が明確でないので、改善を要する。	秋田ふるさと村ふるさと魅力体感事業業務委託	平成16年度の契約から、委託業務内容が明確になるように改善した。 契約締結日：平成16年4月20日	
契約書に契約変更に関する条項がないままに、事業内容が変更されているので、改善を要する。	特産品開発対策事業委託 普及宣伝対策事業委託	年度途中において、事業計画に変更がある場合は、事業費を精査し、契約書に設定する基準により変更契約を行った上で、実績報告書を提出することとする。(平成16年度より実施予定)	

課 所 名	建設交通政策課
-------	---------

改善・検討事項	委託事業名	措置状況
事業効果の把握が不十分であるので、把握方法について改善を要する。	韓国での「大曲の花火」打ち揚げ事業委託	平成15年度に実施した同事業委託については、実施の翌日韓国観光公社において、花火に対する評判の聴取や報道機関の関連記事を収集するなど、事業に対する反応の把握に努めた。 また、当該委託業務を含めた韓国国際定期便利用促進事業については、韓国からの旅行者数の推移などにより効果の把握を行っていたが、今後実施する同種の事業については、現地でアンケートを実施し直接の声を聴くなど、多面的な事業効果の把握に努める。

課 所 名	建築住宅課	改善・検討事項	委託事業名	措置状況
		所要の手続きを経ないで再委託をしているので、改善を要する。	住宅相談業務委託	このたびの改善事項については、再委託に際し所要の手続きが必要であることを当該課が指示していただかなかったこと、受託者である財団法人秋田建築住宅センターの、再委託に

	関連する認識が薄かったことから生じたものである。今後、委託に際しては、委託先に対する指導を徹底するとともに、適切な事務処理に努める。
--	--

課 所 名	総務課	改善・検討事項	委託事業名	措置状況
		(1) 外部委託契約の締結に当たっては、あらかじめ数値目標や判断基準を設定し、委託目的の達成状況や、成果の活用状況が客観的に判断できるような仕組みの導入を検討する必要がある。 (2) 外部委託に関する取り扱い基準がないため、各課所が独自の方法や書式により契約を締結しており、必要な契約条項が欠落している事例が見受けられたので、県としての共通的な取扱基準やマニュアルの作成について検討する必要がある。 (3) 随時契約は、競争が制約され落札率も高くなる傾向にあるので、一定額以上の随時契約については、業者の選定、設計額、		(1) 委託の判断基準や委託目的の達成状況等の点検は、「業務委託の推進に関するガイドライン」(平成13年)により定められており、その趣旨を徹底する。 (2) 多種多様な委託業務の全てに共通するマニュアルの作成は困難であるが、道路河川等の環境整備業務等、定型的な業務については共通的な取扱を検討する。財務規則等による必要契約条項の徹底を図る。 (3) 建設コンサルタント業務の委託については審査会が設置されている。他の委託業務についても取扱を検討する。

契約方法等について審査する委員会などの設置を検討し、それ以外のものについても明確な取捨基準を定めるなどの検討が必要である。

監査結果公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。
平成16年6月15日

秋田県監査委員 安 村 正 義
秋田県監査委員 菅 原 龍 典
秋田県監査委員 山 田 昭 郎
秋田県監査委員 小 玉 和 夫
15教総 - 4095
平成16年5月26日

秋田県代表監査委員 山 田 昭 郎 様

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

平成15年度行政監査の結果について（回答）

平成16年3月12日付け監委 - 867で通知のあったことについて、改善を要する事項、検討を要する事項に付する措置状況について別添のとおり提出します。

課 所 名		生涯学習課	改善・検討事項	委託事業名	措置状況
改善・検討事項			事業効果の把握が不十分であるので、把握方法について改善を要する。	秋田県青少年劇場 高等学校演劇公演委託	平成16年度実施分から事業効果を把握するため、主催する市町村教育委員会又は開催校に事業の成果を確認できる書類を提出させることにした。
課 所 名				秋田県青少年劇場 小・中学校音楽公演委託	

本物の舞台芸術体験事業「オーケストラ公演委託」		秋田県青少年劇場 小・中学校ミニコンサート公演委託	
秋田県青少年劇場 中学校演劇公演委託		秋田県青少年劇場 小学校演劇公演委託	

課 所 名		生涯学習課文化財保護室	改善・検討事項	委託事業名	措置状況
改善・検討事項			単独随意契約とする合理的理由がないので、契約方法について改善を要する。	近代和風建築総合調査（2次調査）委託	調査及び成果のとりまとめに極めて専門的知識とノウハウを必要とするため、単独随意契約としたが、今後は契約内容の個々にわたり吟味し十分な検討を加えて委託先を広く求め適正な契約方法をとることとする。 なお、本事業は平成15年度で終了となる。

課 所 名		教育庁総務課	改善・検討事項	委託事業名	措置状況
改善・検討事項					

<p>(1) 外部委託契約の締結に当たっては、あらかじめ数値目標や判断基準を設定し、委託目的の達成状況や、成果の活用状況が客観的に判断できるような仕組みの導入を検討する必要がある。</p> <p>(2) 外部委託に関する取り扱い基準がないため、各課所が独自の方法や書式により契約を締結しており、必要な契約条項が欠落している事例が見受けられたので、県としての共通的な取扱基準やマニュアルの作成について検討する必要がある。</p> <p>(3) 随意契約は、競争が制約され落札率も高くなる傾向があるので、一定額以上の随意契約については、業者の選定、設計額、契約方法等について審査する委員会などの設置を検討し、それ以外のものについても明確な取扱基準を定めるなどの検討が必要である。</p>		<p>(1) 委託の判断基準や委託目的の達成状況等の点検は、「業務委託の推進に関するガイドライン」(平成13年)により定められており、その趣旨を徹底する。</p> <p>(2) 多種多様な委託業務の全てに共通するマニュアルの作成は困難であるが、定型的な業務については共通的な取扱いを検討する。</p> <p>(3) 建設コンサルタント業務の委託については審査会が設置されている。他の委託業務についても取扱いを検討する。</p>
---	--	---

監査結果公告第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による監査を執行し

の結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成16年6月15日

秋田県監査委員 安 村 正 義
秋田県監査委員 菅 原 龍 典
秋田県監査委員 山 田 昭 郎
秋田県監査委員 小 玉 和 夫
秋公委務第15号
平成16年5月26日

秋田県代表監査委員 山 田 昭 郎 様

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

平成15年度行政監査結果に係る措置状況について(回答)

平成16年3月12日付け、監委 867で通知のありましたことについては、別添のとおり回答します。

課 所 名 秋田県警察本部生活安全企画課	
改善・検討事項	委託事業名
負担金で支出すべき経費を委託料で支出しているので、改善を要する。	コンピュータ講習において、負担金として計上し是正した。

課 所 名 秋田県警察本部警務部警務課	
改善・検討事項	委託事業名
(1) 外部委託契約の締結に当たっては、あらかじめ数値目標や判断基準を設定し、委託目的の達成状況や、成果の活用状況が客観的に判断できるような仕組みの導入を検討す	(1) 委託の判断基準や委託目的の達成状況等の点検は「業務委託の推進に関するガイドライン」(平成13年)に定められており、その趣旨を徹底する。

<p>る必要がある。</p> <p>(2) 外部委託に関する取扱基準がないため、各課所の独自の方法や書式により契約を締結しており、必要な契約条項が欠落している事例が見受けられたので、県として共通的な取扱基準やマニュアルの作成について検討する必要がある。</p> <p>(3) 随意契約は、競争が制約され落札率も高くなる傾向にあるので、一定額以上の随意契約については、業者の選定、設計額、契約方法等について審査する委員会などの設置を検討し、それ以外について明確な取扱基準を定めるなどの検討が必要である。</p>		<p>(2) 現在、契約の取扱基準については、秋田県財務規則に基づき、契約を締結していることから、今後も知事の定める取扱基準に則り、契約事務の適正化を図る。</p> <p>(3) 「秋田県建設工事入札制度実施要綱」において設置している部局指名審査会に諮り、審議しており、今後も継続することとする。</p> <p>取扱基準については、知事の定める基準に則り、契約の競争性、経済性及び透明性を確保する。</p>
--	--	---

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一一一	上	八	<p>平成八年三月二十七日(号外第二号)公布秋田県規則第五十三号(秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則) (原稿誤り)</p>	<p>規則</p> <p>平成十年六月十九日(号外第一号)公布秋田県規則第四十八号(秋田県看護職員修</p>

学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則)
(原稿誤り)

一	五	後三か	一	(一)
"	"	後三か	二	(二)

平成十六年六月四日付け秋田県公報第千五百七十七号掲載の秋田県公告(国営土地改良事業の換地計画の決定)
(原稿誤り)

一	五	国営土地改良事業の換地計画の決定	国営土地改良事業の換地の決定
---	---	------------------	----------------

平成十六年六月四日付け秋田県公報第千五百七十七号掲載の秋田県公告(土地改良区の役員の変更の届出)
(原稿誤り)

五	五	後三か	大館市土地改良区	一	鷹巣町土地改良区
---	---	-----	----------	---	----------

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄